

# ふらっと

とっとり人権情報誌

第 31 号

令和元年7月 発行



## 部落差別問題啓発ポスターの公共交通機関への掲示

平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されています。

若年層を中心に広く県民の皆様にも部落差別問題を知っていただくため、インターネット上の差別をテーマに、県内在住の漫画家によるイラストを使ったポスターで啓発しています。

### 【特集】子どもの人権(児童虐待問題)

・子どもの虐待に関する防止の取組など P.2~5

### 【特集】労働者の人権

・安心して働ける職場づくりについて P.6~7

・企業のダイバーシティの取組について P.8~9

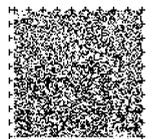
部落差別の解消の推進について P.10

心のユニバーサルデザインについて P.11

人権トピックス P.12

#### ※SPコード

SPコードとは、文字情報をコード化したもの。読取装置によって文字情報が音声で読み上げられます。



# 児童虐待について考える

すべての子どもは、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。あらためて、私たち一人ひとりが身近な問題として考えてみましょう。



## ■ 児童虐待ってどんなこと？

児童虐待とは、保護者(親または親にかわる養育者)が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えることを指し、法律では以下の4種類に分類されています。「しつけのつもり」は親の言い訳です！

### 身体的虐待

たたく、殴る、ける、タバコの火を押しつけるなど、保護者や同居人が子どもの身体に傷をおわせること。

### ネグレクト

子どもに食事を与えない、風呂に入れない、病気なのに医者に行かせないなど、保護者や同居人による放置、怠慢あるいは不適切な養育のこと。

### 性的虐待

保護者や同居人が、性的興奮を得るために、子どもに性的な暴行、いたずらをしたり、性的行為を強要すること。

### 心理的虐待

保護者や同居人が「お前なんか嫌いだ」などと言ったり、全く無視するなどして、子どもに不安、おびえなど精神的な苦痛を与えること。また、子どもの前でDVが行われる等、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## ■ 虐待を受けている子どものサインとは？

ほとんどの子どもは自分から助けを求めることができません。早期発見が子どもを守る第一歩です。

なにげない行動や態度から、助けてという「小さなサイン」を見逃さないでください。ちょっとした「目くばり」「気くばり」で子どもを虐待から救えます。

### 子どもの行動や状況

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 理由もなく、連絡もしないで学校をよく休む    | <input type="checkbox"/> 年齢不相応の性的な言葉や行為がみられる |
| <input type="checkbox"/> 髪の毛、顔、手足が不潔なおいがする       | <input type="checkbox"/> 他者との身体接触を怖がる        |
| <input type="checkbox"/> 季節に合わない衣服や不潔な衣服を身につけている | <input type="checkbox"/> 特に病気ではないのに極端にやせている  |
| <input type="checkbox"/> 身体に不自然な外傷、あざ、やけどなどがみられる | <input type="checkbox"/> 不自然な時間に外にいることが多い    |
| <input type="checkbox"/> 表情が乏しい、無表情、笑わない         | <input type="checkbox"/> 集団から離れ、孤立していることが多い  |
| <input type="checkbox"/> 他人をしつように責めたり、動物をいじめたりする | <input type="checkbox"/> 脱水症状や栄養不良が見られる      |

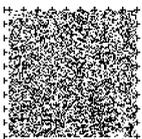
## ■ 親の SOS とは？

親も子育ての不安を抱えています。育児の悩みを相談する人がいない、一生懸命に子育てをしているのに子どもが思うように育ってくれない等、不安を抱えるなかで虐待が起こることがあります。このような認識を持つことで、児童虐待の早期発見と早期対応が可能になります。

虐待している親は、子育てに悩み苦しんでいる人であり、非難される人でなく援助を必要としている人であることを理解してください。

### 親・養育者の行動や状況

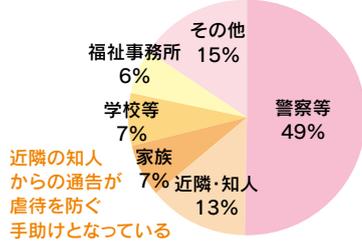
- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 大声で怒鳴ったり叱ることがあり、たたく音や叫び声がある  | <input type="checkbox"/> 先生、保育士、他の親等との接触を避ける        |
| <input type="checkbox"/> 地域や親族との交流がなく、孤立している          | <input type="checkbox"/> 子どもの外傷ややけどについて、不自然な状況説明をする |
| <input type="checkbox"/> しつけと言って殴る、蹴るといった行為がみられる      | <input type="checkbox"/> 妊娠や出産を喜んでいない               |
| <input type="checkbox"/> 子どもがケガをしたり、病気になっても医者に行きたくしない |   |



## ■ 虐待を受けたと思われる子どもに気づいたら？

子どもの様子がおかしい、気になると感じたら、すぐに最寄りの児童相談所や市町村窓口ご連絡してください。子どもを救うために迷わず行動を起こしてください。

※皆さんには連絡(通告)する義務がありますが、秘密は絶対守られます。



相談(通報)を受けた児童相談所・市町村は  
 【情報収集・調査】子どもの安全確保  
 【受理会議】緊急性の有無を判断  
 【関係機関との連携】援助方針を決定、子ども・親の支援体制作り

### 関係機関との連携

保健所	医療機関
民生・児童委員	地域の住民
学校	関係団体等
児童福祉施設	保育所・幼稚園
	警察

＜主な支援内容＞

- 子どもの一時保護、施設への入所、治療
- 親子へのカウンセリング等心理的ケア、家庭復帰への支援等

## ■ 児童相談・児童虐待相談機関一覧

児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」へかけると、お住まいの地域の児童相談所につながります。児童相談所への連絡は、全国共通ダイヤル「189」もしくは下記の一覧の連絡先をご利用下さい。

児童相談・児童虐待相談機関一覧 自分自身が虐待をしてしまいそうなおとき、また虐待を受けている疑いのある子どもを見つけたとき、まず相談してください。

相談機関名	所在地	所在地	所在地
<b>児童相談所</b>	鳥取県福祉相談センター【中央児童相談所】	鳥取市江津318-1	Tel.0857-23-6080 Fax.0857-21-3025
	鳥取県倉吉児童相談所	倉吉市宮川町2丁目36	Tel.0858-23-1141 Fax.0858-23-6367
	鳥取県米子児童相談所	米子市博労町4丁目50	Tel.0859-33-1471 Fax.0859-23-0621
<b>市町村</b>	鳥取市【こども家庭相談センター】	鳥取市富安2丁目104-2さざんか会館3階	Tel.0857-20-0122 Fax.0857-20-0144
	米子市【こども相談課家庭児童相談室】	米子市錦町1丁目139-3ふれあいの里3階	Tel.0859-23-5176 Fax.0859-23-5460
	倉吉市【子ども家庭課】	倉吉市葵町722	Tel.0858-22-8120 Fax.0858-22-7020
	境港市【子育て支援課】	境港市上道町3000	Tel.0859-47-1075 Fax.0859-47-1112
	岩美町【住民生活課】	岩美郡岩美町浦富675-1	Tel.0857-73-1415 Fax.0857-73-1583
	若桜町【保健センター】	八頭郡若桜町若桜801-5	Tel.0858-82-2214 Fax.0858-82-0134
	智頭町【福祉事務所】	八頭郡智頭町大字智頭1875	Tel.0858-75-4102 Fax.0858-75-4110
	八頭町【保健課】	八頭郡八頭町宮谷254番地1	Tel.0858-72-3566 Fax.0858-72-3565
	三朝町【町民課】	東伯郡三朝町大瀬999-2	Tel.0858-43-3505 Fax.0858-43-0647
	湯梨浜町【子育て支援課】	東伯郡湯梨浜町久留19-1	Tel.0858-35-5322 Fax.0858-35-3697
	琴浦町【子育て応援課】	東伯郡琴浦町大字徳万591-2	Tel.0858-27-1333 Fax.0858-49-0000
	北栄町【福祉課】	東伯郡北栄町由良宿423-1	Tel.0858-37-5852 Fax.0858-37-5339
	日吉津村【福祉保健課】	西伯郡日吉津村大字日吉津872-15	Tel.0859-27-5952 Fax.0859-27-0903
	大山町【福祉介護課】	西伯郡大山町御来屋467	Tel.0859-54-5207 Fax.0859-54-5087
	南部町【子育て支援課】	西伯郡南部町倭482	Tel.0859-66-5525 Fax.0859-66-5523
	伯耆町【福祉課】	西伯郡伯耆町吉長37-3	Tel.0859-68-5534 Fax.0859-68-3866
	日南町【福祉保健課】	日野郡日南町生山511-5	Tel.0859-82-0374 Fax.0859-82-1027
	日野町【健康福祉課】	日野郡日野町根原101	Tel.0859-72-0334 Fax.0859-72-1484
	江府町【福祉保健課】	日野郡江府町江尾2088-3	Tel.0859-75-6111 Fax.0859-75-6161
<b>児童家庭支援センター</b>	子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町5丁目417	Tel.0857-27-4153 Fax.0857-27-0415
	児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根583-3	Tel.0858-24-6306 Fax.0858-24-6307
	児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤4-2-36	Tel.0859-21-5085 Fax.0859-24-1288

## 「子どもの虐待防止全国推進フォーラム」を倉吉市で開催します！

児童虐待防止月間の11月に「子どもの虐待防止全国推進フォーラム」を開催します。このフォーラムは、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的に関わりをもていただくためのイベントで厚生労働省と県と地元自治体が共催するものです。ぜひ、ご参加ください。

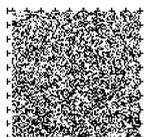
- ・日 時：令和元年11月16日(土)、17日(日)
- ・場 所：倉吉未来中心(倉吉市駄経寺町212-5)
- ・内 容：【16日】●講演「子ども虐待の被害者支援の在り方を考える」(予定)  
講師：オルガ・トゥルヒーヨさん(米国弁護士・コンサルタント)
- 語りと歌「いのちを考える音楽会」  
演奏：村上彩子さん(ソプラノ歌手)等
- 【17日】分科会



※参加費無料、どなたでもご参加いただけます。

主催：厚生労働省 共催：鳥取県、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町

「虐待かも？」と思ったら  
いちはやく



# ～子どもの虐待防止に取り組む市民団体～

特定非営利活動法人 **子どもの虐待防止ネットワーク鳥取**

愛称 **CAPTA** (キャプタ)

## Q1 CAPTA設立のきっかけは？

**A1** CAPTAは、「Child Abuse Prevention Tottori Association」の頭文字をとった愛称で「キャプタ」と呼んでください。平成12年に地域の有志によって、子どもの虐待を防止することを目的に設立されました。子どもが生活を営む様々な場面で関わる大人がネットワークを作って、子どもを虐待から守ること、虐待をしてしまう親御さんにも共に手を差し伸べることを活動の中心としています。

## Q2 CAPTAでは具体的にどんな活動をされていますか？

**A2** 子育て中の家庭にボランティアを派遣する事業の委託を受けて週1～2回、家族の子育てを応援しています(市町村事業)。また、子どもの虐待のことを皆さんに知ってもらうための講演会や講師の派遣をしています。

活動内容は、以下のとおりです。

- ①子どもの虐待防止に関する電話相談  
月曜日～金曜日/9:00～18:00 (TEL.0857-21-4111)
  - ②虐待されている子どもの救出及び援助
  - ③虐待する家族の改善
  - ④自助グループへの援助
  - ⑤子どもの虐待防止に関する啓発及び推進
  - ⑥子どもの虐待防止に関する調査研究及び政策提言
  - ⑦子どもの虐待防止に関する国又は地方公共団体からの受託事業
- ☆会員には、事例に関する活動を行う時には、守秘義務が課せられています。

### 困ったとき

#### ひとりで悩まないで!

例えば…

- 相談できる人が周りにいない。
- 子どもを叩いてしまう。
- いつも近所の子どもが、大声で泣いている。

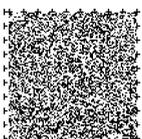
もしや…という疑いなど、  
どんな些細なことでも結構です。  
お電話ください。

## 講師の派遣について

地域や職場、学校等で人権研修が盛んに開催されています。近年、「子どもの人権」をテーマに研修会を開催される地域・団体が増えてきました。子どもの人権や虐待防止、体罰のことや子育てのアイデア・工夫をテーマにした講演の講師派遣をしています。事務局まで御一報いただければ、テーマに沿った専門家を派遣・紹介をお引き受けします。

なお、各地区で定例会を開催しています。虐待防止について、もっと学びたい、気になることがあるなど、なんでも構いません。お気軽にご参加ください。

※詳しくは、次項の連絡先にお問合せください。



## CAPTA地区事務局

### 東部地区事務局

子ども家庭支援センター「希望館」  
TEL(0857)27-4153(24時間全県対応)  
E-mail:toubu@npo.capta.org

### 中部地区事務局

因伯子供学園  
TEL(0858)22-2639  
E-mail:chuubu@npo.capta.org

### 西部地区事務局

光徳子供学園  
TEL(0859)54-2550  
E-mail:npo.capta.org

## オレンジリボン運動を知っていますか？



オレンジリボン運動は「子どもの虐待防止」の象徴として「オレンジリボン」を広める市民運動です。「オレンジリボン」には、子どもの虐待の現状を広く知らせ、防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるようにという気持ちが込められています。

### Q3 子どもの虐待防止に必要なことは？

**A3** 子どもの虐待をする親は非難されがちですが、罰するだけでは子どもの虐待の根絶は難しいと思います。家族が子育てを楽しめる環境を作ること。いろんなことで悩んでいる、困っている子どもの声が素早く届いて、子どもと一緒に解決に取り組める社会を築くことが必要だと思っています。

### Q4 子どもを守るネットワークとは、どのようなものですか？

**A4** 児童福祉法に基づき各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会(略して「要対協」ということもあります)は、児童虐待の早期発見・早期対応や虐待予防のための情報共有を行うことを目的として設立された「地域のネットワーク」です。虐待対応だけでなく子育て中の方々が安心して子どもを見守り育てることができるよう支援を行っています。

同協議会には、医療機関・学校・児童養護施設・弁護士会・警察・行政機関等をはじめ、CAPTAもメンバーとして参加し、協力して取り組みを進めているところです。(同協議会のメンバーは市町村によって多少異なります。)

### Q5 CAPTAの会員になるには？

**A5** 会員になるための特別な資格はありません。子育て支援や子どもの虐待防止、子どもの権利について関心のある方ならどなたでも会員になることができます。

**CAPTAでは私たちと一緒に活動をしてくださる方、活動を応援してくださる方を募集しています。**

虐待を受けている子どもも、虐待をする保護者もみんな支援を求めています。「虐待」は、テレビや新聞の中だけの話ではありません。あなたのご身近に、援助を求めている人がいるかもしれません。

CAPTAでは、本会の趣意をご理解いただき、賛同してくださる方を広く募集します。

※詳しくは、以下の連絡先にお問合せください。

特定非営利活動法人

### 子どもの虐待防止ネットワーク鳥取事務局

〒680-0061 鳥取市立川町5丁目401番地

TEL0857-21-4111

FAX0857-27-0415

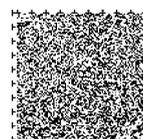
E-mail:info@npo.capta.org

QRコードから  
アクセス



▲啓発パレードの様子

**子どもの虐待防止の活動支援へのご協力よろしくお願いします**



労働者の権利、ご存知ですか？

# あなたのワークルール ～誰もが安心して働ける職場づくり～

## 働く人は、何によって守られているの？

日本国憲法は国民の基本的な権利を保障するために、職業選択の自由や働く権利、団体交渉する権利等を定めています。

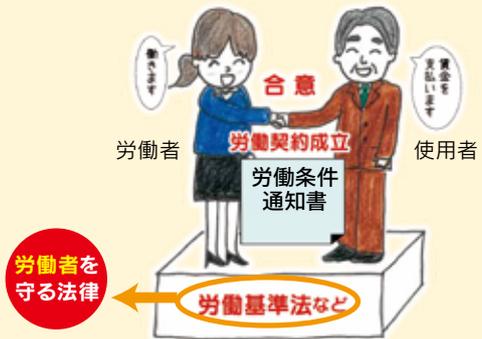
働く人は右図のように、労働に関する様々な法律によって守られ、会社(使用者)は法令を遵守する義務を負います。

しかし、現実には働くルールを無視した働き方も多く見受けられるので、ワークルール(労働基準法等)の一部をQ&A方式で紹介します。



### Q1 働く条件を口頭で伝えられたのですが、大丈夫なのでしょうか？

**A1** 働くことは、労働者が労務の提供をし、使用者が賃金を支払うことを約束することで、これを労働契約といいます。働く条件を口頭で伝えられただけでは、「言った」「言わない」「聞いた」「聞いてない」のトラブルになる可能性が高いため、書面で明示することが義務付けられています。(労基法第15条)



### Q2 毎日遅くまで残業させられているのに、残業代が出ません。これって、仕方ないのでしょうか？

**A2** 法律では、原則1日8時間、1週40時間を超えて働かせることはできません(労基法第32条)。

しかし、労働者代表と協定を締結し、労働基準監督署に届け出をしたら、この時間を超えて働かせることができます。(労基法第36条)

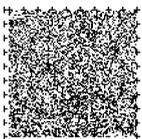
その場合は、割増賃金を支払わなければなりません。(労基法第37条) パートやアルバイトも同じです。

サービス残業は、うつ病などの精神疾患を誘発し、過労死や過労自殺につながる可能性があります。使用者は日頃から適正な労務管理をしておかなければなりません。



割増率	
時間外労働	25%以上 (1日8時間、1週40時間を超える労働)
休日労働	35%以上 (法定休日に労働した場合)
深夜労働	25%以上 (午後10時～翌朝5時に労働した場合)

※1か月60時間を超える時間外労働については、割増率が50%以上になります。(中小企業は、2023年4月から適用)



### Q3 パートやアルバイトには有給休暇はないと言われたのですが…

A3 有給休暇は労働者の心身のリフレッシュを目的とした休暇です。法律で定められた休暇なので、要件を満たせば、パートやアルバイトも取得できます。(労基法第39条)。

**要件** 6か月継続勤務し、かつ全労働日の8割以上出勤(付与日数は右表参照)

**取得方法** ①労働者から事前に時季を指定して請求  
②1日単位での取得(会社によっては半日や時間単位の取得も可能)  
③残った有休は翌年に限って繰り越し可能

#### 付与日数

週所定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上の労働者

継続勤務年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

#### 注意

- 有休を取得したことによる不利益な取り扱い禁止です!
- 今年4月から、年5日の有休付与が義務(有休を年10日以上付与されている人対象)

### Q4 「退職したい」と伝えているが「代わりを連れて来ないとダメ」と言われ、退職できないのですが…

A4 働く労働者には、憲法で職業選択の自由が保障されています。よって、いくら引き留められたとしても、労働者には退職する権利があります。ただし、一定のルールがあります。

#### 有期労働契約の場合の注意点

期間の定めがある有期契約の場合は、やむを得ない理由がない限り、原則期間満了まで働くことがルールです。

#### 就業規則や雇用契約書で退職のルールがある場合

定められた日より前に退職届を提出する(例:少なくとも30日以上前に申出る)

#### 退職のルールがない場合

少なくとも14日前までに退職届を提出する(民法第627条)

## まとめ

今年4月から、働き方改革関連法が本格的にスタートしました。時間外労働の上限規制や勤務間インターバル制度など、働く労働者が健康を損なわないよう様々な法律で守られるようになりました。

労使お互いが基本的なルールを守り、誰もが安心して働ける職場を作っていきましょう!

また、「あれ、おかしいな?」「この働き方で大丈夫なのかな?」など、働く中での疑問や困りごとがあれば、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

## お知らせ

### 8月に労働セミナー「働く時の基本ルール」を開催します

参加  
無料

鳥取 8月6日(火) 10:30~12:00 鳥取市人権交流プラザ

倉吉 8月7日(水) 14:00~15:30 倉吉交流プラザ(倉吉市立図書館)

米子 8月2日(金) 14:00~15:30 米子市立図書館

※当日参加も可能ですが、事前にみなくるまで申込みください。

## 鳥取県中小企業労働相談所みなくる(月~金、毎月第1土曜9:00~17:30)

### みなくる鳥取

☎0120-451-783

☎0857-25-3000

### みなくる倉吉

☎0120-662-390

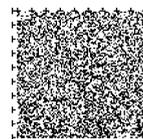
☎0858-23-6131

### みなくる米子

☎0120-662-396

☎0859-31-8785

メール相談 minakuru@roufuku.jp ※みなくるからのメール受信を可能にしておいてください。



# 経営戦略としての ダイバーシティと人権尊重

現在、人権等の本質的な観点だけでなく、将来的な少子高齢化による労働力人口の減少等に対応した人材確保の観点から「ダイバーシティ」に取り組む企業が増えています。

今回は、ダイバーシティの意味、推進すべき理由と社会的背景、ダイバーシティ推進の企業事例等を整理して解説します。

## ダイバーシティ(Diversity)とは

多様な人材を積極的に活用しようという考え方で、日本においては、人種、宗教等の多様性ではなく、性別や、ワークスタイル、障がい者雇用などで使われることが多い傾向がありますが、取組を進める企業が増えてきています。

### 企業が 抱えている 課題

- 労働人口の減少による慢性的な人材不足
- 日本独自の雇用慣行による視点や思考の固定化
- 新たな知識が得られないことによるイノベーション(新しい切り口)の枯渇
- 女性マーケティング戦略と女性活躍推進の重要化

企業は、ダイバーシティを実現させることで、これらの課題を軽減、解消することができるといわれています。

## ■ ダイバーシティを推進すべき理由と社会的背景について

労働人口の減少による慢性的な人材不足が嘆かれている中、様々な雇用形態を受け入れる必要性が高まっています。そこで、最も即効性が高い施策として注目されているのがダイバーシティです。

しかし、多くの企業はダイバーシティを障がい者、高齢者、外国人の雇用といった限定的な形でしか実施できていない現状があります。

そのことで、貴重な経験や優れたアイデア、高い技術力など組織にとって魅力的な価値を保有しているにも関わらず、応募条件の不一致により採用されていない人材が数多く存在します。

ダイバーシティという概念を本質的に捉え、多様な生き方や考え方、働き方を全面的に受け入れることにより、人材不足を補って余りあるほどの人材との接点を生み出すことにつながると考えます。



## ■ 企業のダイバーシティ推進の取り組みについて

ダイバーシティの推進を積極的に行っている県内企業の取り組み事例を紹介します。

インタビューに応じていただいたのは、FDK株式会社鳥取工場 総務部長 野澤 操さんです。

(約4千人の社員(女性約2割)がいるグループ全体の女性活躍推進部署「ダイバーシティ推進室」室長を兼務)

鳥取工場の事業内容: 円筒形リチウム一次電池、薄形リチウム一次電池、コイン形リチウム二次電池の開発、製造

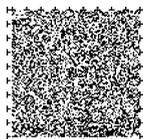
# FDK

### Q1 ダイバーシティ推進に取り組むきっかけについて教えてください。

A1 「女性は男性の何倍努力すれば仕事で認められるのか」など評価に対する不満を持っていた時、昇進試験を勤めてくれた上司と家族の応援もあって、後に続く女性幹部社員を育てようと活動をスタート。近年、多様性の尊重が重要視され、経営上重要課題と位置づけ、女性特化の活動からダイバーシティに枠を広げ取り組んでいます。



▲仕事の打ち合わせと社員研修で講師をする野澤さん



## Q2 取り組んだ感想をお聞かせください。

A2 現在は、研修や会議に参加する女性が増え、女性監督職(主任と幹部社員)の人数も着実にアップしています。やる気があればいつでもチャレンジできる環境が整備され、男性幹部社員にも性差関係なく育成指導いただいています。人口減少と高齢化の加速により、オペレーションの簡素化や業務の効率化が必須となりますし、障がい者やLGBT対応としてスロープや多目的トイレの設置など取り組むべき課題はたくさんあります。

## Q3 ダイバーシティ推進に関する基本的な考え方を教えてください。

A3 FDKグループでは、国籍、人種、性別、年齢の違いや障がいの有無などに関わらず多様な人材を受け入れ、個人を尊重し合うことで、社員一人ひとりと組織が成長したいと考えており、様々な価値観や働き方を取り入れ、企業価値を高める「経営戦略」として、ダイバーシティの推進に取り組んでいます。

また、グローバルな視点に立ち、社会の発展に貢献する高い志を持った人材育成にも取り組んでいます。



## FDK 株式会社のダイバーシティ推進の取り組み

### 【マイルストーン】

第1期 2014～2016年度

#### 認知・理解

- ・女性活躍支援プロジェクトの趣旨の理解
- ・社員が活躍できる環境整備

第2期 2016～2017年度

#### 理解・実践

- ・個人のやりがい・働きがいの向上

第3期 2018年度～

#### 実践・ビジネス貢献

- ・価値観の多様性が強みとなる企業
- ・多様な働き方と生産性の向上

### 【組織名の変革】

2014年:女性活躍推進プロジェクト ▶ 2016年:女性活躍支援室 ▶ 2017年:ダイバーシティ推進室

### 【2015年度からの行動計画】…女性活躍推進法(2015年4月1日に成立)に基づく活動

- ・目標:「女性の意識改革と監督職の増員(2021年度までに125%UP)」を掲げて推進
- ・施策:経営者主導でのWork Life Balanceを実行、マネジメント強化と働きやすい環境づくり、女性雇用の促進
- ・状況:女性監督職割合は2017年度に目標クリア

■厚生労働省から「プラチナくるみん」「仕事と育児の両立支援に熱心に取り組む企業」に認定(2016.3取得)

活動①:仕事と育児の両立を図る環境を整備して出産・育児に安心して専念できる仕組みづくりの構築

活動②:育児・介護休業を取得しやすい職場づくりのために、幹部社員研修を開催



### 【鳥取工場の取り組み】

- ・幹部社員研修を毎年行い、ダイバーシティ・LGBT・ハラスメント・部下育成・働き方改革の理解を高める
  - ・介護についてセミナーや個別相談会を行い、家庭と職場の両立および助け合う風土の必要性を学ぶ
  - ・義務化となったストレスチェック結果より個人と職場を指導し、働きやすい環境整備を実施
  - ・定期健康診断有所見者の二次検診(病院受診)を勧奨し、病気の早期発見と健康増進に取り組む
  - ・社員の高齢化対策として年2回のウォーキング活動を導入し、健康増進やメンタルヘルスクエアを実施
  - ・自分の行動を振り返る機会として12月の人権月間に、ポスター掲示やリーフレットを配布
  - ・業務の効率化やフレックス勤務を導入することで、時間外抑制や年次有給取得70%以上(年14日)を達成
- ※親の介護や男性の育児休職取得に向け今年度は、属人的(特定な人にしか分からない)な業務を撤廃し社員全員でのシェア体制を整える

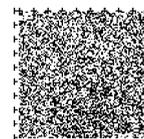
### 「認める・活かす・高めあう」組織に!

人によって考え方・生き方・働き方は様々で一人として同じ人間など存在しません。一人ひとりの「違い」に気づき、お互いに「認め」、多様な人材が持つ視点・発想や価値観を最大限に生かせるそんな会社になりたいと思っています。

ライフイベントの変化に応じて、最も効率的な働き方が選択できる仕組みを更に拡充して、すべての社員が「働きやすさ」を感じながら活躍し続けられる「業界一のWork Life Balance企業」を創っていきます。



▲FDK株式会社鳥取工場(上空より)



# 部落差別のない社会をめざして

現在もなお部落差別が存在し、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

## ■ 部落差別問題とは

部落差別問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、日本固有の人権問題です。

## ■ みんなの願い 差別のない社会 人権尊重の社会 ～7月10日から8月9日は部落解放月間～

部落解放月間は、「同和对策事業特別措置法」が施行された昭和44年7月10日を記念して、鳥取県が同和問題の早期解決をめざして昭和45年に制定したものです。

7月10日から8月9日までの月間中は、12ページで紹介する人権・同和问题講演会(7月19日開催)をはじめ、県内各地で講演会や研修会が行われます。詳しくは県のホームページや、月間中に各機関に配布されるリーフレットに掲載していますので、この機会にぜひご参加ください。

## ■ 啓発冊子を作成しました

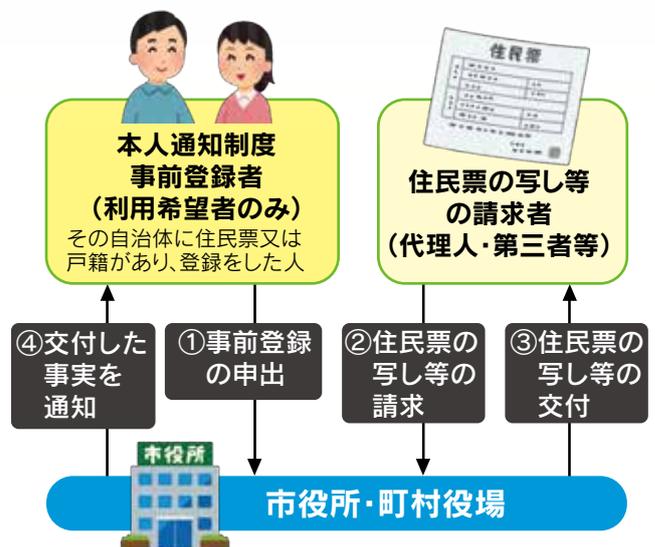
部落差別問題についての啓発冊子を作成し、市町村や関係機関に配布しています。

## ■ 「本人通知制度」をご存じですか

本人通知制度は、市町村が、戸籍の謄抄本や住民票の写しなど(以下「住民票の写し等」という。)を本人以外の第三者に交付した場合に、そのことを本人に通知する制度です。

県内の市町村はすべてこの制度を導入していますが、この通知を受けるためには、智頭町及び江府町を除き、事前に市町村の窓口で登録しておく必要があります(詳細は各市町村へお問い合わせください)。

### 【本人通知制度の仕組み】



## 相談窓口を設置しています。

県内3か所に「同和问题・部落差別に関する相談窓口」を設置しています。

同和问题・部落差別に関する相談をはじめ、人権に関する相談に応じます。

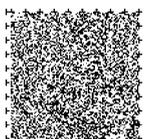
地域	担当課・局	住 所	電話番号
東部	県庁人権・同和对策課	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7677
中部	中部総合事務所地域振興局	倉吉市東巖城町2	0858-23-3270
西部	西部総合事務所地域振興局	米子市鞆町一丁目160	0859-31-9649

【受付時間】午前8時30分～午後5時(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

【メール相談受付】jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp

## 問合せ先

鳥取県総務部人権局人権・同和对策課  
TEL.0857-26-7074,7592 FAX.0857-26-8138



# UDで共生社会の実現へ

2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。県内にも世界各国から多くの多様な方々の来県が予想されています。鳥取県も東京オリンピック・パラリンピックを契機として障がいの有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権を大切にして共に支え合う共生社会の実現に向けて取組をすすめています。

## 心のユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインは、製品や建物などのハード面に視点が置かれがちですが、その原点にはすべての人が等しく社会の一員として尊重されるべきという考え方があります。大切なのは、お互いを理解し思いやる心で支え合うことです。

### ■ 共生社会実現のために

そばにいる人の困りごとや痛み気付いても、「無関心」「遠慮」「自分にはわからない」など心に「バリア」をつくってしまい配慮できない場合があります。様々な心身の特性や考え方を持つ人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとることが必要です。困りごとや痛みを抱えた人に「何かお手伝いできることはありますか？」と積極的に声をかけ具体的に行動することが大切です。

### ■ できることをできる範囲で行動する

視覚に障がいのある方、聴覚に障がいのある方、車いすを利用している方など、また、高齢者と出会った時、どのようにサポートしたらいいのが戸惑ったことはありませんか。

相手のことを知り、相手のことを考えて、自分から声をかけて自分にできることをできる範囲でサポートをするのが心のユニバーサルデザインです。



### ■ 誰もが安心して暮らしやすい社会

障がいのある方や高齢者などは、ちょっとしたサポートがあれば、安心して行きたい場所に行けたりやりたいことができたり安心して暮らすことができます。

無料

## UD出前講座

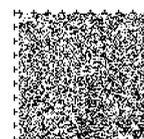
出前講座では、ユニバーサルデザインの概念、身近な製品や環境、カラーユニバーサルデザインの説明、そして、体験をとおして障がいのある方や高齢者などへのサポートを学習します。



対 象：公民館、PTA、企業などで行われる研修会  
人 数：受講人数おおむね10人以上  
内 容：ユニバーサルデザインってなんだろう  
カラーユニバーサルデザインとは  
心のユニバーサルデザイン  
心のユニバーサルデザインを体験してみよう！

### 問合せ先

県庁総務部人権局人権・同和対策課  
TEL.0857-26-7121 FAX.0857-26-8138  
電子メール：jinken@pref.tottori.lg.jp



# 人権トピックス



## 県と協働して行う 人権講演会を企画してみませんか

「県民企画による人権啓発活動事業」の実施を希望する団体を募集しています。以下の条件を満たす県民が企画する人権啓発活動を対象に、50万円を上限に委託します。

### (1) 事業の形式: どちらかを満たすこと

- ・シンポジウム形式の企画
- ・演劇等(演劇、コンサート、映画等)に講演又は対談を合わせて実施する企画

### (2) 事業の規模等: すべてを満たすこと

- ・一般県民向けに広く参加者を募るもの
- ・概ね100人以上の参加が見込めるもの
- ・手話通訳、要約筆記等、障がい者に対する合理的配慮がなされているもの

※詳しくはホームページをご覧ください、ご不明な点等は県人権・同和対策課にお問い合わせください。

## 「ガイナーレ鳥取との連携事業」

Jリーグは、人権啓発活動に力を入れています。その活動の一環として、とりぎんバードスタジアムで行われるガイナーレ鳥取のホームゲームにおいて、スタジアムの大型ビジョンで人権局が制作した人権啓発CMを放映します。

※観戦される際は、是非ご覧ください。



## 人権・同和問題講演会開催

現代の部落差別問題の現状と課題、部落差別解消への今後の展望について、お話いただきます。

### 演題 「現代の部落差別」

～部落差別解消への展望～

### 講師 関西大学教授

内田 龍史(うちだ りゅうし)さん

日時: 令和元年7月19日(金)

午後1時30分から午後3時30分まで

場所: エキパル倉吉 多目的ホール  
(JR倉吉駅[南出口]から徒歩約0分)

※参加費無料、どなたでもご参加いただけます。

詳細は、県人権・同和対策課にお問い合わせください。

(TEL: 0857-26-7074 FAX: 0857-26-8138)



## 第44回人権尊重社会を実現する 鳥取県研究集会開催

### テーマ 人権尊重社会の実現に向けて 研究と実践を交流しよう

<期日> 令和元年8月8日(木)

<会場> 倉吉未来中心 ほか

<日程> ● 9:45~12:00  
全体会(開会行事・基調提案・講演等)

● 13:15~16:00  
分科会(倉吉市内4会場、三朝町内1会場)

<参加資料代> 1,500円

<主催> 鳥取県人権教育推進協議会 / 第44回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会実行委員会

<問い合わせ先> 鳥取県人権教育推進協議会  
TEL 0857-22-0578

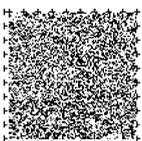
## 「人権ラジオCM」

様々な人権に関する啓発CMを  
火・水・木曜日の朝の通勤時間  
帯にFM山陰で放送しています。



## アンケートへのご協力をお願い

今後の本誌作成の参考とさせていただくため、本誌に関する御意見・御感想をお寄せください。ホームページからでもお送りいただけます。 <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=80265>



発行

## 鳥取県総務部人権局 人権・同和対策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

TEL: 0857-26-7590 FAX: 0857-26-8138

E-mail: [jinken@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinken@pref.tottori.lg.jp)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>



QRコードからアクセス